平成２１年（フ）第２５８号
青森県黒石市末広89番地10、住民票上の住所
青森県弘前市大字黒滝字一ノ川瀬84番地２
債務者　山口勇紀夫（申立時の姓種澤）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６７号
青森県平川市碇ヶ関湯向川添24番地６　石井方
債務者　清藤　恵太
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２８１号
青森県弘前市大字石川字庄司川添25番地４
債務者　工藤　祥子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２９０号
青森県弘前市大字宮地字富田26番地１
債務者　寺嶋　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２９２号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野45番地10
債務者　清水　一幸
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３０３号
青森県南津軽郡田舎館村大字垂柳字福岡９番地
債務者　相馬美華子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１１０号
熊本県荒尾市万田1035番地３
債務者　向　シヅヱ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第２５７号
北海道釧路郡釧路町北見団地６丁目19番地
アップルハイツ206号室
債務者　山崎　克芳
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６１号
釧路市桜ケ岡５丁目19番27号
債務者　佐々木　薫（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３０２号
釧路市愛国東３丁目20番14号
債務者　森田貴美子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１１号
釧路市鶴ケ岱３丁目２番16号
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１２号
釧路市星が浦大通３丁目８番地12号　佐々木建設釧路出張所内
債務者　矢口　道子（旧姓喜井）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１８号
釧路市光陽町13番２号
債務者　山内　智美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２３号
釧路市昭和南６丁目１番31号　２階
債務者　竹内　篤史
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２４号
北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目40番地
債務者　太田奈穂美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２５号
釧路市星が浦大通２丁目９番13号　フラットＡＺ・Ｄ号室
債務者　佐々木　修
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前９時30分
釧路地方裁判所